

災害等情報（詳報）

鉱種：天然ガス	鉱山の所在地：千葉県					
災害等の種類： 坑外・転倒	発生日時： 令和2年10月2日（金） 14時30分頃	罹災者数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数） 66歳、生産係（プラント管理）、直轄、勤続年数・担当経験年数50年6ヶ月						
罹災程度： 左肩脱臼、左肩関節骨折（左肩甲骨関節窩下部にひび）（休業4日）						
【概要】 水溶性ガスリフトプラントのコンプレッサー室内で、罹災者が送ガスブロアの運転スイッチを押した後、同ブロアの運転状況を確認するため移動する際に、スイッチが設置されているコンクリート基礎の段差につまずき、左肘を床面につく形で転倒し、罹災した。						
【原因】 ○ 送ガス用ブロアのスイッチが設置されている基礎（コンクリート製架台）が、スイッチ台の鋼枠幅以上の大きさで、通路側に張り出していた。 ○ 同ブロアスイッチ前からブロアへの移動の際、ブロアに視線が向くと、足元の段差が視線から外れ、つまずきやすい状況であった。						
【対策】 ○ 張り出しているコンクリート基礎を、コンプレッサー床面と同じ高さまではつり、平坦にする。 ○ コンクリート基礎を除去するまでの間は、危険周知のため、三角コーンを設置する。						
【参考情報等】 巡視等において、通路に障害物がないかを再確認し、障害物がある場合は、適切な対策をとります。 ○ 鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。 < 鉱山保安法令 > ・ 巡視及び点検（鉱山保安法施行規則第26条・鉱業権者が講ずべき措置事例第23章） ・ 共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号、第2号） < 労働安全衛生法令 > ・ 通路に関する安全基準（労働安全衛生規則第540条第1項）						
【お問い合わせ先】 関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 松村 森山 尾崎 電話番号：048-600-0438						

